

南九州市自転車活用推進計画

令和4年3月

(令和7年3月改定)

鹿児島県南九州市

目次

第1章	計画の目的・期間，計画の位置付け	
1	計画の目的	1
2	計画の期間	2
3	計画の位置付け	2
第2章	自転車を取り巻く環境及び社会情勢	
1	自転車の利用状況	3
2	自転車の通行空間	6
3	自転車事故の状況	7
4	本市の観光動向	8
5	サイクルツーリズムによる観光振興	9
6	SDGs の取組	11
第3章	基本目標，数値目標，施策の基本的方向，具体的取組	
1	計画の目標	12
2	施策の数値目標，基本的方向，具体的取組	13
	目標1【環境】	
	自転車を快適に利用できるための環境整備	
	目標2【安全】	
	自転車事故のない安心・安全な社会の実現	
	目標3【観光】	
	サイクルツーリズムの推進による観光振興	
第4章	計画の推進体制，フォローアップ・見直し方法	
1	計画の推進体制	16
2	計画のフォローアップ・見直し方法	16
	(巻末資料)	
	モデルコース (案)	17

第1章 計画の目的・期間、計画の位置付け

1 計画の目的

国では、交通安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」が施行されました。

令和6年4月には「第2次鹿児島県自転車活用推進計画」が策定され、鹿児島県における自転車の活用に関する取組が計画的に推進されています。

本市では、公共交通機関が発達していないことから、自動車を所有していない市民の買い物や通勤の移動等が難しいこと、観光客の滞在時間が短いことが長年の課題となっており、公共交通機関を補完するシステムの必要性が指摘されてきました。

更に、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、3密を回避できる地域に滞在してその自然、生活文化を楽しむ、より安全で快適な新しい旅行スタイルを実現するための環境整備やサイクルツーリズムの推進が求められるようになってきました。

このようなことから、本市においても、積極的に自転車を活用したまちづくりを推進することを目的として、「南九州市自転車活用推進計画」を策定します。

2 計画の期間

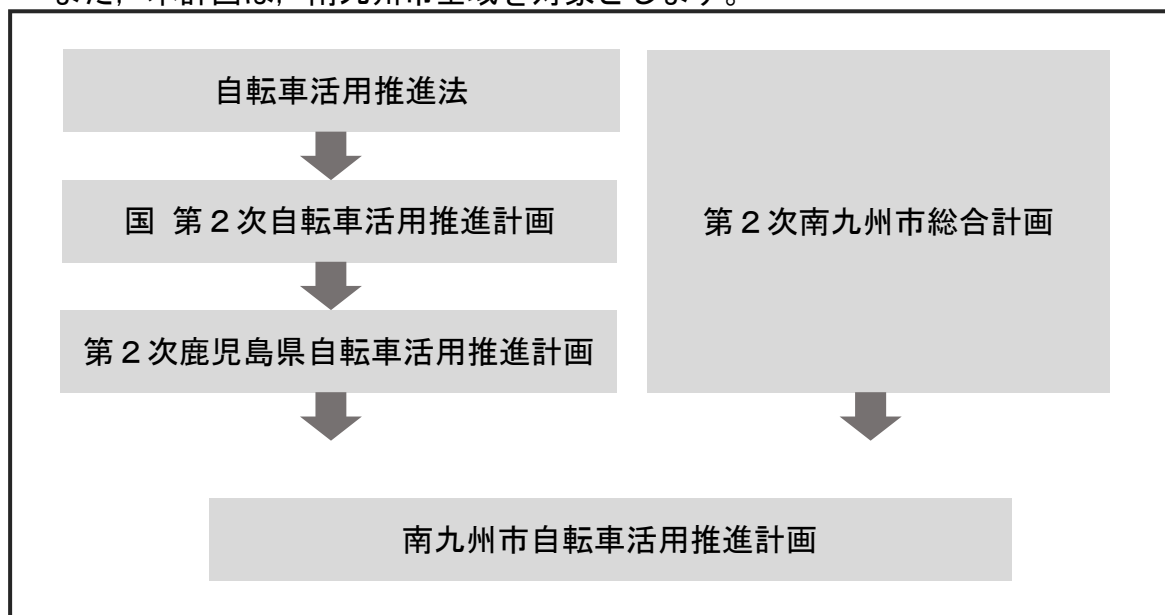
本計画は、長期的な展望を視野に入れつつ、令和4年度から令和8年度までの5か年を計画期間とします。

また、「第2次鹿児島県自転車活用推進計画」の期間が令和5年度から令和9年度までであることから、国及び県の推進計画等の動向を勘案し、計画期間内においても適宜見直しを行うこととします。

3 計画の位置付け

本計画は、自転車活用推進法第11条^{※1}に基づき策定するものであり、第2次南九州市総合計画や各種関連計画との整合性を図った、本市における自転車施策に関する最上位計画となるものです。

また、本計画は、南九州市全域を対象とします。



※1 自転車活用推進法

十一条 市町村（特例区を含む。事項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策定めた計画（事項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、市町村自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第2章 自転車を取り巻く環境及び社会情勢

1 自転車の利用状況

(1) 自転車の利用状況

全国の自転車保有台数は、約 57,244 千台、1 世帯当たりの保有台数は 1.03 台（令和 3 年）と推計されています。本市の自転車保有台数は、約 11 千台、1 世帯当たりの保有台数は 0.701 台と推計されており、1 世帯当たりの保有台数は全国平均と比較すると低水準となっています。

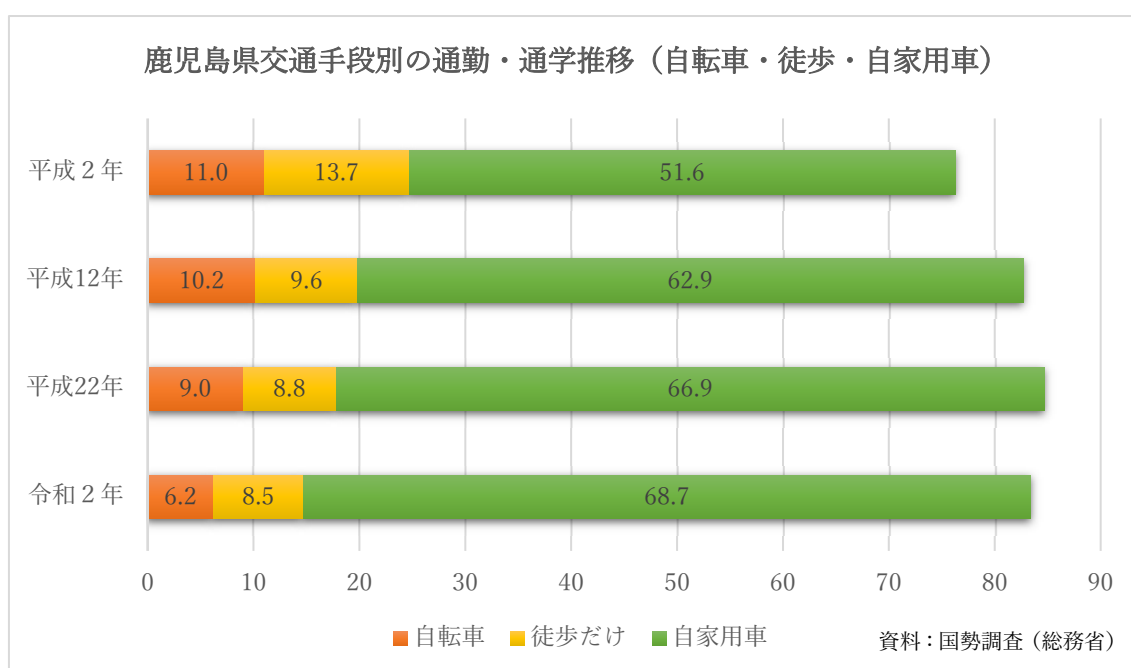
<自転車保有台数及び一世帯当たりの保有台数>※推計値

	平成30年度		令和3年	
	自転車 保有台数	一世帯当たりの 保有台数	自転車 保有台数	一世帯当たりの 保有台数
全国	66,068千台	1.23台／世帯	57,244千台	1.03台／世帯
福岡県	2,199千台	0.99台／世帯	1,891千台	0.816台／世帯
長崎県	314千台	0.56台／世帯	212千台	0.381台／世帯
鹿児島県	546千台	0.75台／世帯	509千台	0.701台／世帯
南九州市	12千台	0.75台／世帯	11千台	0.701台／世帯

【出典】（一財）自転車産業振興協会「令和3年度自転車保有並びに使用実態に関する調査報告書」から作成

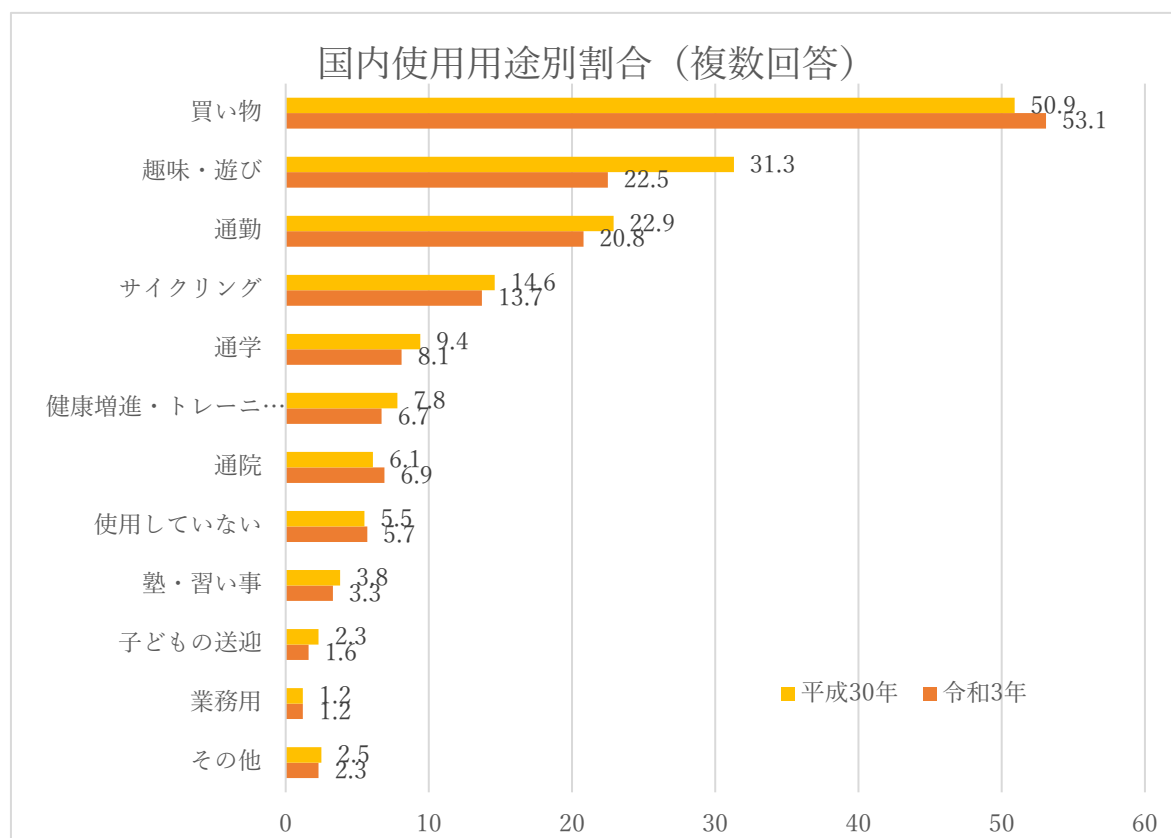
（２）移動のための利用交通手段

国勢調査によると、鹿児島県の通勤・通学における自動車利用の割合は、平成２年からの３０年間で１７．１％増加していますが、通勤・通学における自転車利用の割合は４．８％減少しています。車社会の進行は、高齢ドライバーの事故増加、二酸化炭素排出量の増加、運動不足から引き起こされる健康問題等の様々な影響を及ぼす可能性があります。そのため、多様な移動手段を選択できる社会システムの導入が求められています。



【出典】鹿児島県「第２次鹿児島県自転車活用推進計画」から作成

また、自転車の使用する目的は、買い物が53.1%で最も高く、次いで趣味・遊びが22.5%、通勤が20.8%、サイクリングが13.7%と続き、他の目的は10%を満たしていない状況です。平成30年と比較すると、趣味・遊びが8.8ポイント減少しています。

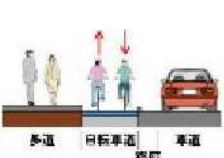
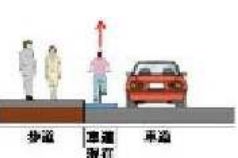


【出典】（一財）自転車産業振興協会「令和3年度自転車保有並びに使用実態に関する調査報告書」から作成

2 自転車の通行空間

平成 24 年 11 月に、国において「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が策定されて以降、全国的に自転車通行空間の整備が促進されています。

本市道路においては、自転車通行空間は未整備の状況であり、安心・安全な自転車利用を促進するための自転車通行空間の整備・推進が課題となっています。

	自転車専用道路	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在
	専ら自転車の一般通行の用に供するため、独立して設けられているもの	道路の部分として設けられているもので、車道・歩道から物理的に分離	道路標識または道路標示による交通規制がかかっている	路肩・停車帯のカラー化や、車線上の矢羽根（やばね）の路面標示等
整備形態				
写真は 全国の事例				
道路法	第 48 条の 13 第 1 項	—	—	—
道路交通法	—	第 2 条第 3 項の 3 第 8 条第 1 項	第 20 条 2 項	—
全国	80 km	160 km	540 km	2, 150 km
鹿児島	0.0 km	約 0.8 km	約 4 km	約 48 km
南九州市	0.0 km	0.0 km	0.0 km	0.0 km

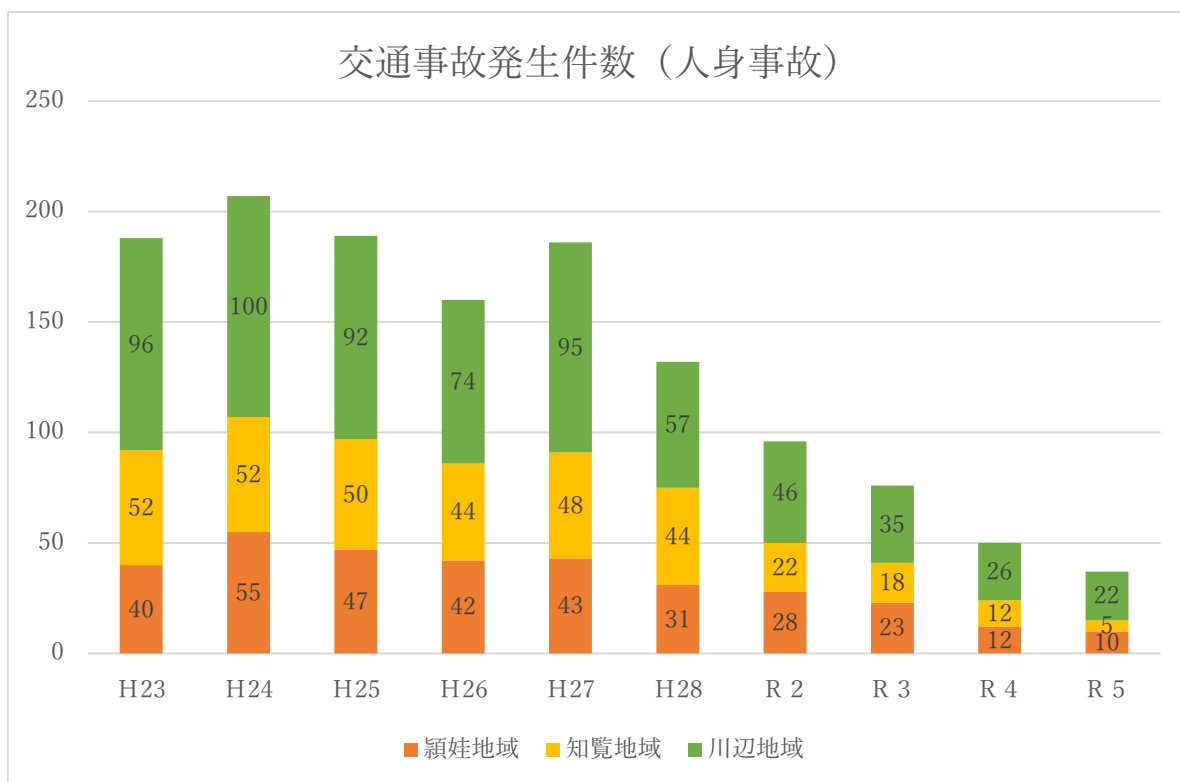
【出典】鹿児島県「第 2 次鹿児島県自転車活用推進計画」から作成

3 自転車事故の状況

鹿児島県の交通事故死傷者数は減少傾向にあり、自転車事故死傷者数も減少しています。また、本市における交通事故の状況も、平成23年から令和5年までの間で151件減少（188件→37件）しています。

しかし、県内における全事故死傷者数に占める自転車事故死傷者数の割合は、平成24年と比較して令和3年では0.7%高い7.6%となっています。

自転車の安全利用を図るためには、交通ルールの周知、安全教育のほか、安全性に配慮した自転車の購入促進、定期的な点検整備の実施も必要です。

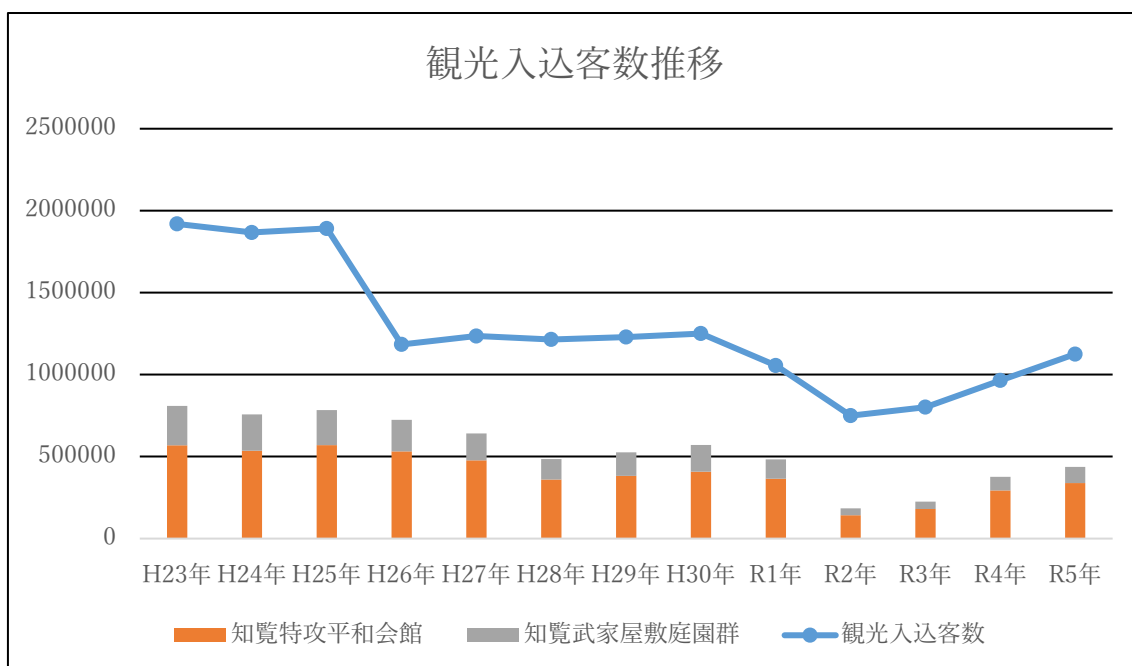


【出典】「統計南九州」より作成

4 本市の観光動向

本市の観光入込客数は次のとおりとなっており，新型コロナウイルス感染症の影響が及んだ令和2年から徐々に回復傾向にあります。

有料施設等では「知覧特攻平和会館」「知覧武家屋敷庭園群」，無料施設等では「釜蓋神社」「番所鼻自然公園」「岩屋公園」が主要観光地ですが，観光地を結ぶ公共交通機関が少なく，交通アクセスの改善が大きな課題となっています。



【出典】商工観光課「観光統計」より作成

5 サイクルツーリズムによる観光振興

本市では、令和3年度に知覧エリアのモデルコース設定及びコースマップの作成、電動アシスト自転車を活用したシェアサイクルシステムを導入しましたが、令和6年度で運用を終了したところです。今後は、既存の自転車を活用し、レンタサイクルの運用を計画しています。

公共交通機関が発達していない本市では、点在する観光地を周遊することが難しく、観光客の滞在期間が短いことが課題となってきましたが、自転車の活用により、知覧特攻平和会館から知覧武家屋敷庭園群、戦跡巡り等の周遊が可能となったところです。

今後は、インバウンド需要を視野に入れつつ、安全面に配慮した自転車通行空間や休憩施設、サイクリストの需要に対応した環境整備等が必要です。

人口減少が見込まれる中、観光による交流人口拡大を図ることは重要な課題であり、サイクルツーリズムによる観光振興のさらなる促進が求められています。

①駐輪場の整備

市内6か所に駐輪場を設置しました。

【設置箇所】

- (1) 番所公園
- (2) 釜蓋神社
- (3) 麓公園
- (4) 知覧平和公園
- (5) 川辺文化会館
- (6) 岩屋公園



【ロゴマーク】



【駐輪場】

②モデルコースの設定（知覧エリア）

本市では、知覧エリアを周遊するモデルコースを設定しました。

- （１）知覧平和公園～知覧武家屋敷群コース
（商店街経由 2 km, 知覧城経由 4 km）
- （２）戦跡巡りコース（12 km）
- （３）知覧武家屋敷群周辺コース（9 km）

③サイクリングマップ作成（知覧エリア）

本市では、自転車による観光周遊を推奨するため、知覧エリアのモデルコースや観光地、休憩施設等を取りまとめたサイクリングマップを作成しました。今後、瀬娃エリアと川辺エリアのモデルコースを設定し、市内全域のサイクリングマップの作成を進めます。スポットとして八瀬尾の滝、知覧城等が適しているため、並行して付近の交通安全設備の設置を行い、観光地の環境整備を図ります。



【サイクリングマップ①】



【サイクリングマップ②】

6 SDGs の取組

持続可能な開発目標（SDGs）は、17の世界的目標、169の達成基準、232の指標からなる持続可能な開発のための国際的な開発目標です。

本計画は、③すべての人に健康と福祉を、⑪住み続けられるまちづくりを、⑬気候変動に具体的な対策を、の3つの目標に配慮して策定しており、より良い国際社会の実現に向けて取り組んでいきます。



第3章 基本目標，数値目標，施策の基本的方向，具体的取組

1 計画の目標

本市の自転車を巡る現状と課題，自転車活用推進法の目的・理念等を踏まえ，本市における自転車活用の推進に関する目標を次のとおり設定します。

■目標1【環境】 自転車を快適に利用できるための環境整備

自転車は身近な交通手段であることから，子どもから高齢者，外国人観光客等多様な人に利用されています。そのため，多様な利用者が快適に利用できる環境整備が求められています。

このようなことから，自転車が安全に通行できる通行空間の整備のほか，休憩施設の設置等に取り組みます。

また，環境負荷の少ない自転車利用を促進し，手軽に自転車の利用ができるレンタサイクル等の運用を進めます。

■目標2【安全】 自転車事故のない安心・安全な社会の実現

自転車利用への転換を図るためには，自転車事故を低減する取組の強化が必要です。そのため，自転車の安全利用に係る普及啓発活動や交通安全教育等をおして，自転車交通事故をなくす社会の実現を目指します。

■目標3【観光】 サイクルツーリズムの推進による観光振興

本市の観光地や景観，特産品を活かした魅力あるモデルコースの設定，休憩施設の案内等を行うことにより，点在する観光地の広域周遊，滞在時間拡大を図り，地域活性化を目指します。

2 施策の数値目標、基本的方向、具体的取組

設定した目標を達成するために必要となる各施策の基本的方向、具体的取組、目標の達成状況を評価するための各指標を次のとおり設定します。

■目標 1 【環境】 自転車を快適に利用できるための環境整備

【数値目標】

項目	基準値 (現状値)	目標値 (令和 8 年度)	所管課
休憩に係る協力店舗数	7 か所/累計	10 か所/累計	商工観光課 茶業課
貸出自転車数	0 台/年度	15 台/年度	商工観光課
自転車通行空間の整備状況	0 km/累計	8 km/累計	建設課 都市政策課

【施策の基本的方向と具体的取組】

①サイクリストの休憩施設等の整備

市内の知覧茶販売店舗等と連携し、空気入れ・スタンド等の設備配備を推進します。

②レンタサイクルの活用促進

誰でも気軽に自転車の利用ができるレンタサイクルを運用し、活用の促進を図ります。

③自転車通行空間の整備等の推進

自転車が安全・快適に通行できる環境とするため、幅員の確保、矢羽根や距離標の路面標示、案内看板や誘導サインの設置、また既存の路面の補修や段差解消等を行い、自転車通行空間の整備を推進します。

④関係団体等との連携

市観光協会等各種団体、公共交通機関、近隣自治体等と連携し、受入環境の整備等に取り組めます。

■目標 2 【安全】 自転車事故のない安心・安全な社会の実現

【数値目標】

項目	基準値 (現状値)	目標値 (令和 8 年度)	所管課
交通事故発生件数	37 件/年	現状値より減少	防災安全課

【施策の基本的方向と具体的取組】

①自転車の安全利用の促進

関係機関・団体、学校、地域住民等と連携し、交通安全活動を促進します。また、自動車等の運転者に対し、自転車は車道通行が原則であること等について周知を図り、自転車利用者の安全確保に向けた広報啓発を行います。

②交通安全教育等の推進

「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」に規定されている自転車損害賠償保険等への加入義務や、ヘルメット着用義務等の広報啓発を行い、交通事故防止を図ります。

③自転車通行空間の整備等の推進 ※再掲

自転車が安全・快適に通行できる環境とするため、幅員の確保、矢羽根や距離標の路面標示、案内看板や誘導サインの設置、また既存の路面の補修や段差解消等を行い、自転車通行空間の整備を推進します。

【現状写真】



【県道 27 号 額娃川辺線】



【市道城内ウッドタウン線】

■目標 3 【観光】 サイクルツーリズムの推進による観光振興

【数値目標】

項目	基準値 (現状値)	目標値 (令和8年度)	所管課
モデルコースの設定数	3 件/累計	5 件/累計	商工観光課 知覧特攻平和会館 茶業課
レンタサイクル利用件数	0 件/年度	50 件/年度	商工観光課

【施策の基本的方向と具体的取組】

①モデルコースの設定

サイクルツーリズムを推進するため、市内観光地等を周遊するモデルコースを設定し、情報発信を行います。

②サイクルツーリズムに関する情報発信

市内に点在する観光地や景観、休憩施設や駐輪場の位置を掲載したマップ等により情報発信を行います。

③サイクリングツアーの造成検討

自転車を活用した観光誘客を図るため、利用促進キャンペーンやモニターツアーの実施、ツアー造成商品への助成等を検討します。

④レンタサイクルの活用促進 ※再掲

誰でも気軽に自転車の利用ができるレンタサイクルを運用し、活用の促進を図ります。

⑤関係団体等との連携 ※再掲

市観光協会等各種団体、公共交通機関、近隣自治体等と連携し、受入環境の整備等に取り組めます。

第4章 計画の推進体制，フォローアップ・見直し方法

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては，関係課等が連携して施策の推進を図ります。併せて，関係団体，近隣自治体等との連携により，広域での自転車活用に取り組みます。

また，本計画の着実な推進に向け，ホームページ等を通じて自転車活用に関する情報発信等を行います。

2 計画のフォローアップ・見直し方法

本計画の実現に向けて，進捗状況について設定指標を用いたフォローアップを行います。

また，社会情勢の変化等を踏まえ，必要に応じて本計画の見直しを行います。

(巻末資料) モデルコース (案)

